

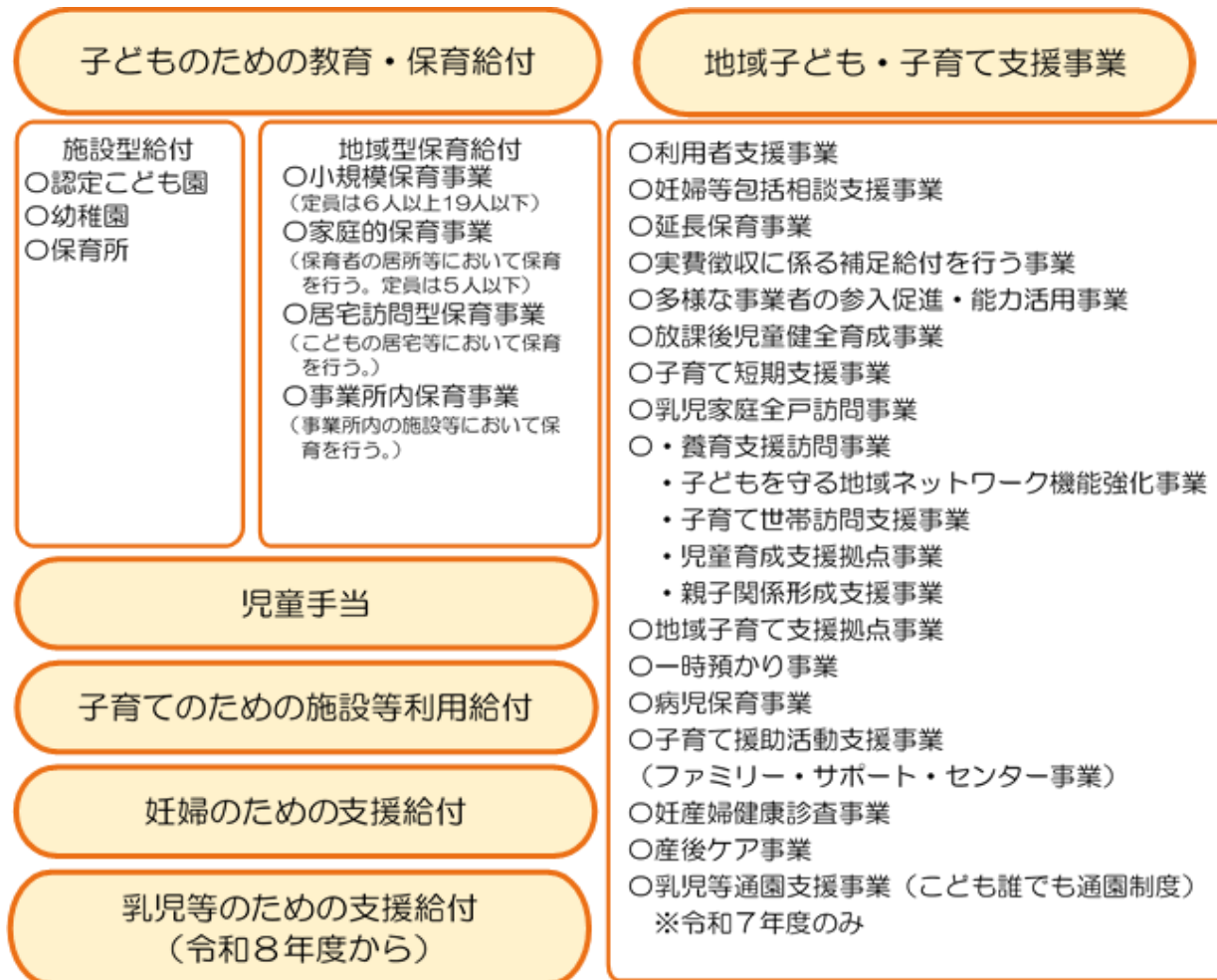
1 子ども・子育て支援制度に基づく内容

(1) 前提となる事項

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業等への給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育所		●	●
	地域型保育事業			●

(2) 量の見込みの算出及び教育・保育の提供区域の設定

本計画では、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（令和7年度から11年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての確保の内容を定めています。

また、国の基本指針では、上記の量の見込みと確保の内容を設定する単位として、各自治体において教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者やこどもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、前計画に引き続き、提供区域を大きくする方が、利用者のサービス利用の際の選択肢が拡大する等のメリットが大きいと考えられることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

(3) 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

教育・保育事業を一体的に提供することは、単に認定こども園の推進にとどまらず、こどもが健やかに成長できるようこどもの視点で検討する必要があります。

市では、これまでも幼稚園、保育所等の相互連携を図ってきたほか、幼児教育振興懇談会で幼稚園、保育所等と小学校の職員が一堂に会する機会を設ける等、三者の連携を図ってきました。今後も、このような連携を重視し、こどもの育ちを支援します。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設ですが、利用者のニーズ、施設・設備等の状況、設置者の意向を踏まえて、検討していきます。

2 教育・保育事業

(1) 1号認定:満3歳以上で教育を希望(認定こども園・幼稚園)<保育課>

■事業の概要

教育を希望する満3歳から小学校就学前までのこども（1号認定）を幼稚園・認定こども園で預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。

■現状と課題

1号認定を受けたこどもへの教育は、市内6か所の幼稚園と2か所の認定こども園（幼稚園型）で実施していますが、在園児数は減少傾向にあります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

満3歳以上		令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		1,052	973	879	△ 94
(確② 保提 方供 策量)	幼稚園		1,575	1,575	0
	認定こども園 (幼稚園部分)		197	185	△ 12
	市外施設		10	15	5
	計		1,782	1,775	△ 7
過不足②-①			809	896	87

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、幼稚園・認定こども園については、提供量が上回っていることから、現在の幼稚園・認定こども園の運営を維持していきます。

(2) 2号認定:3歳以上で保育を希望(認定こども園・保育所等)＜保育課＞

■事業の概要

保護者が働いている等の理由により、日中の保育を必要とする3歳以上のこども（2号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

2号認定を受けたこどもへの保育は、市内21か所（公立保育所5か所、民間保育所12か所、認定こども園2か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。ニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位:人)

3歳以上		令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		944	1,033	957	△ 76
(確② 保提 方供 策量)	保育所		846	846	0
	認定こども園 (保育所部分)		60	60	0
	企業主導型保育事業		12	30	18
	市外施設		27	40	13
	計		945	976	31
過不足②ー①			△ 88	19	107

■提供量の確保方策

幼稚園の認定こども園等への移行支援、保育所の定員の弾力化等により、ニーズ量に対応していきます。

(3) 3号認定:3歳未満で保育を希望(認定こども園・保育所・地域型保育事業等)＜保育課＞

■事業の概要

保護者が働いている等の理由により、日中の保育を必要とする3歳未満のこども（3号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

3号認定を受けたこどもへの保育は、市内27か所（公立保育所5か所、民間保育所12か所、小規模保育事業所8か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。ニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

0歳		令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		101	147	104	△ 43
(確② 保提 方供 策量)	保育所		90	90	0
	地域型保育事業		33	33	0
	企業主導型保育事業		6	10	4
	市外施設		3	11	8
	計		132	144	12
過不足②－①			△ 15	40	55
1, 2歳		令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		643	604	651	47
(確② 保提 方供 策量)	保育所		404	404	0
	認定こども園 (保育所部分)		0	0	0
	地域型保育事業		102	102	0
	企業主導型保育事業		12	20	8
	市外施設		16	40	24
	計		534	566	32
過不足②－①			△ 70	△ 85	△ 15

■提供量の確保方策

幼稚園の認定こども園等への移行支援、小規模保育の充実、保育所の定員の弾力化等により、ニーズ量に対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業<こども支援課>

■事業の概要

こども及びその保護者等、または妊娠している人がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用することができるよう、情報集約や提供等の必要な支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

■現状と課題

利用者支援事業の基本型を1か所で実施し、子育てコンシェルジュを2名配置し、個人のニーズや要望に応じて、情報提供及び相談・助言を行っています。
令和6年度から、母子保健機能と児童福祉機能を有したこども家庭センターを開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

基本型	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	1	1	1	0
②提供量(確保方策)		1	1	0
過不足②-①		0	0	0
こども家庭センター型 ※令和5年度まで子育て世代包括支援センターとして実施	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	1	1	1	0
②提供量(確保方策)		1	1	0
過不足②-①		0	0	0
地域子育て相談機関	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	—	1	0	△ 1
②提供量(確保方策)		0	0	0
過不足②-①		△ 1	0	1

■提供量の確保方策

基本型とこども家庭センター型については、現在の運用を継続します。
また、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関の整備について、今後のニーズ等を勘案しながら、令和9年度から1か所で実施する方向性で検討します。

(2) 妊婦等包括相談支援事業<健康推進課>

■事業の概要

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

■現状と課題

令和4年度から実施している伴走型相談支援事業を、令和7年度より名称を変更して実施します。令和6年度開設となったこども家庭センターにおいて、妊娠から出産後の面談等を通じて継続的な支援を行います。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	1,621	1,629	1,440	△ 189
②提供量(確保方策)		1,629	1,440	△ 189
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

利用者の様々なニーズに対応し、柔軟に継続的な支援を行える体制の確保に取り組みます。

(3) 延長保育事業<保育課>

■事業の概要

就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、各保育施設での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

■現状と課題

市内の各保育施設のうち、保育標準時間（11時間）を超える開所時間を設定している施設は23か所あります。朝は、午前7時からが最も早く、夜は、午後8時までが最も遅い時間帯となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	432	500	330	△ 170
②提供量(確保方策)		1,396	1,396	0
過不足②-①		896	1,066	170

■提供量の確保方策

延長保育利用希望者に対しては、現在の施設数でまかなうことが可能となっています。各保育施設における保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟に受け入れます。

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業<保育課>

■事業の概要

私立幼稚園に通うこどもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

■現状と課題

令和6年度現在、私立幼稚園に通うこどもに係る副食材料費分の補助のみ実施しており、日用品・文房具等に要する費用の補助は実施していません。
副食材料費分の補助については、国が示す基準である年収360万円未満相当の世帯、第3子以降（同一世帯に3歳から小学校3年生までのこどもが3人以上いる場合で、かつ3人目以降に該当する場合）又は生活保護被保護世帯を対象としています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	192	200	200	0
②提供量（確保方策）		200	200	0
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

各年度の対象者に対し、継続して補助を実施することで、低所得で生計が困難な世帯等のこどもが、円滑に教育を受けられるよう支援していきます。

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業<保育課>

■事業の概要

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等への巡回支援や認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築、地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行う事業です。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■提供量の確保方策

今後の子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断する場合には、該当となる事業所の支援を検討します。

※本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「ニーズ量及び提供量の見込み」の設定は行いません。

(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ／放課後子ども教室)＜保育課・こども支援課＞

■事業の概要

放課後児童クラブは、親が共働きである世帯等の児童を対象に、専用の施設で、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

放課後子ども教室は、地域住民等の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習、体験、交流活動等を行います。

■現状と課題

放課後児童クラブは、市内に21か所（28支援の単位）あり、小学1年生から6年生までの児童が対象となっています。（公立7か所、民間14か所）

放課後子ども教室は、市内の11校の小学校において実施し、学習や様々な体験活動を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

放課後児童クラブ	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	1,075	1,350	1,316	△ 34
②提供量（確保方策）		1,300	1,307	7
過不足②－①		△ 50	△ 9	41

（単位：校）

放課後子ども教室		令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
① ニーズ 量 の 見 込 み	整備計画数	11	11	11	0
	うち連携型	2	2	2	0
	うち校内交流型	2	2	2	0
② 提供 量 （ 確 保 方 策 ）	整備計画数		11	11	0
	うち連携型		2	2	0
	うち校内交流型		2	2	0
②過 － ①不足	整備計画数		0	0	0
	うち連携型		0	0	0
	うち校内交流型		0	0	0

■提供量の確保方策

〔放課後児童クラブ〕

放課後児童クラブについては、令和7年度までの施設整備により、量の見込みに対する提供体制は確保される予定です。

現在、市内の各放課後児童クラブは、国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を超えた開所時間による運営をしているほか、支援員の人数についても国の基準を超えて配置していることから、今後も保育の質に留意し、現在の水準を維持していきます。

放課後児童クラブは、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っています。こうした役割をさらに向上させるため、各放課後児童クラブの支援員について、定期的に埼玉県が主催する研修への積極的な参加促進や各放課後児童クラブの支援員同士の意見交換の場を提供するほか、保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対しての周知も行います。

また、安全で安心して過ごせる居場所の確保策として、待機児童がいる学校の特別教室等を活用し、多様な居場所づくり事業を推進します。

〔放課後子ども教室〕

放課後子ども教室の運営に当たっては、毎月の各校教室運営者によるコーディネーター会議や、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、コーディネーター等による放課後子ども教室連絡会議を開催し、効果的な事業の実施に関する検討の場とします。

上記会議や学校関係者との連絡会議等を通じて、各学校の余裕教室や特別教室等の放課後子ども教室の活用を検討するとともに、連携型、校内交流型の実施について、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童と一緒に参加できるプログラムによる交流を図り、かつ、スタッフが情報共有を図ることで連携を深めていきます。なお、連携型、校内交流型については、当面の間、小学校内に放課後児童クラブがある野本小学校と桜山小学校の2校において取り組みます。

〔共通〕

放課後児童クラブの利用者及び放課後子ども教室の参加希望者の中には、障害のある児童、虐待やいじめが疑われる児童、日本語能力が十分でない児童等の特別な配慮を必要とする児童もいることが想定されます。これらの児童の受入れについては、配慮すべき内容を関係者間で共有するとともに支援員やスタッフを加配する等、当該児童が安心して過ごせる運営に取り組みます。

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ)＜こども支援課＞

■事業の概要

保護者が疾病やその他の理由により一時的にこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。

■現状と課題

令和6年度から事業を開始しています。埼玉県川越児童相談所と連携を図り必要な家庭に情報提供する等の対応をしています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	—	11	1	△ 10
②提供量(確保方策)		11	1	△ 10
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

受け入れ先の拡充を検討していきます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)＜健康推進課＞

■事業の概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関すること等の相談対応や、子育て支援に関するサービスの情報提供等を行います。

■現状と課題

助産師を中心に訪問し、細やかな育児指導、相談を行っています。里帰り中の母子については、産婦の希望により里帰り先の市町村に訪問を依頼しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	551	543	470	△ 73
②提供量(確保方策)		543	470	△ 73
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

訪問を受け付けない世帯もあることから勧奨と周知を図り訪問率の向上を図るとともに、支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげる等の継続的な支援が受けられる体制づくりを検討します。

(9) 養育支援訪問事業<健康推進課>

■事業の概要

子育てについて不安や孤立感を抱えている家庭を訪問し、養育に関する相談や指導を行います。

■現状と課題

保健師等が家庭訪問し、育児に関する相談等を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	614	643	576	△ 67
②提供量(確保方策)		643	576	△ 67
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児等に関する相談支援ができる体制づくりに取り組みます。

（10）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業<こども支援課>

■事業の概要

東松山市要保護児童対策地域協議会の調整機関職員や地域ネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上及び連携強化を図っています。

■現状と課題

こども家庭センター型児童福祉機能の運営のための人員を確保するとともに、ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、関係機関との情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行います。

■提供量の確保方策

連携強化を目的に定期的な会議及び研修を実施します。調整機関職員の専門性向上を図ります。

※本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「ニーズ量及び提供量の見込み」の設定は行いません。

(11) 子育て世帯訪問支援事業<こども支援課>

■事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

■現状と課題

令和6年度から事業を開始しています。支援の必要性について内部で協議し、支援内容を調整します。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	0	17	9	△ 8
②提供量(確保方策)		17	7	△ 10
過不足②-①		0	△ 2	△ 2

■提供量の確保方策

協力事業者、担い手の拡充を検討していきます。

(12) 児童育成支援拠点事業<こども支援課>

■事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	0	1	0	△ 1
②提供量(確保方策)		0	0	0
過不足②-①		△ 1	0	1

■提供量の確保方策

今後のニーズ等を勘案しながら、事業の委託等、実施の方向性を検討します。

(13) 親子関係形成支援事業<こども支援課>

■事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

■現状と課題

市では、現在すくすく子育て練習講座を実施しています。「こどもに上手に伝えるしつけ」をテーマに、ほめ方、しかり方、コミュニケーションの取り方を練習します。3日間コース、ダイジェスト版のほか、参加者の日々の子育ての話を聴きながら、どのような子育てメソッドを織り交ぜて会話形式で行う「おしゃべりそだれん」も実施しています。

新設された本事業について、国の基準では1講座4回以上の実施とされているため、現在の実施体制は基準を満たしていません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	0	30	0	△ 30
②提供量(確保方策)		0	0	0
過不足②-①		△ 30	0	30

■提供量の確保方策

国の方向性を確認しつつ、事業実施における課題を整理していきます。

(14) 地域子育て支援拠点事業<こども支援課>

■事業の概要

子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

■現状と課題

市内には子育て支援センターソーレ・マーレを含め5か所の地域子育て支援拠点があり、合計で年間延べ5万人を超える利用者がいます。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	5	5	5	0
②提供量(確保方策)		5	5	0
過不足②-①		0	0	0

(単位：年間の延べ利用者数)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	52,273	53,000	57,405	4,405
②提供量(確保方策)		53,000	57,405	4,405
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

地域子育て支援拠点5か所で対応が可能ですが、市民活動センターや放課後児童クラブを活用した子育て支援活動の実施により、地域子育て支援拠点の一層の充実を図ります。

(15) 一時預かり事業(一時保育)＜保育課＞

■事業の概要

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かります。また、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分では、在園児に対して保育時間を延長する「預かり保育」を実施しています

■現状と課題

市では、公立保育所2か所、民間保育所4か所、小規模保育事業所2か所、認定こども園1か所の計9か所で一時保育を実施しています。また、幼稚園6か所、認定こども園2か所の全てで預かり保育を実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

＜幼稚園（預かり保育）＞

（単位：年間の延べ利用者数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	33,184	36,632	30,806	△ 5,826
②提供量（確保方策）		36,632	30,806	△ 5,826
過不足②－①		0	0	0

＜保育園等（一時保育）＞

（単位：年間の延べ利用者数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	3,096	5,280	2,848	△ 2,432
②提供量（確保方策）		13,200	13,856	656
過不足②－①		7,920	11,008	3,088

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みには既存施設で十分対応できることから、各施設での事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受入れに取り組みます。

(16) 病児保育事業<保育課・こども支援課>

■事業の概要

○病児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。

○病児・緊急対応強化事業（緊急サポートセンター事業）

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）が会員となり、双方の合意のもと、こどもの預かり等を行う会員組織の有償ボランティア活動です。

■現状と課題

病児保育事業は、ほしこどもおとなクリニック内の病児保育室ピッピにて行っています。また、病児・緊急対応強化事業は、こどもの病気又は病気の回復期や早朝・夜間等の緊急時、宿泊（病児・病後児除く）を伴う預かり等を行っています。

両事業ともに、事業の更なる周知が必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

病児保育事業	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	304	400	227	△ 173
②提供量（確保方策）		960	960	0
過不足②－①		560	733	173
病児・緊急対応強化事業 （緊急サポートセンター事業）	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	13	20	160	140
②提供量（確保方策）		20	160	140
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

両事業ともに、ニーズ量の見込みには十分対応できることから、引き続き、事業の周知を行い、両事業が連携して、病児保育のニーズに対応していきます。

(17) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)＜こども支援課＞

■事業の概要

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）が会員となり、双方の合意のもと、こどもの預かり等を行う会員組織の有償ボランティア活動です。

■現状と課題

紹介した協力会員と事前に打ち合わせを行い、こどもの送迎や預かりを行っています。

協力会員の一定数は確保していますが、協力会員の高齢化や車での送迎ニーズに対応できない場合があることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度 （計画）	令和7年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	1,082	1,100	1,011	△ 89
②提供量（確保方策）		1,100	1,011	△ 89
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対応したサービスの提供を図ることは、現在の協力会員または両方会員（利用会員と協力会員の両方の登録者）で可能です。引き続き、様々なニーズに対応するため、協力会員の募集や講習会の内容を充実させるとともに、事業について子育て支援センター、幼稚園・保育所等において周知を図ります。

(18) 妊産婦健康診査事業<健康推進課>

■事業の概要

妊婦や産婦の健康状態や胎児の発育状態をみるため、定期的な健診を実施します。また、健診に対しては、公費による補助制度を実施しています。
その他、妊婦に対して、健康推進課（保健センター）で母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査助成券を交付します。

■現状と課題

妊婦は、より健康に配慮しなければなりません、妊娠に気付きながら健診を受けない妊婦がいることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	535	535	489	△ 46
②提供量（確保方策）		535	489	△ 46
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

全ての人が必要な受診をするよう、周知啓発や相談体制づくりに取り組めます。

(19) 産後ケア事業<健康推進課>

■事業の概要

産後の母子等に対し、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

■現状と課題

令和6年度より事業を開始しています。医療機関や助産院等と連携を図り産後も安心して子育てができる支援体制を確保しています。提供量の確保の準備は整っていますが、受入れ可能児の月齢制限があり、課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	0	567	448	△ 119
②提供量(確保方策)		567	448	△ 119
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

今後のニーズ等を勘案しながら、医療機関等へ受入れ可能月齢の拡充等について検討していきます。

(20) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)＜保育課＞

■事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能な枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

■現状と課題

令和8年4月1日より実施します。人材不足や必要な保育スペースを整えた事業実施施設の確保が今後の課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

		令和5年度 (実績)	令和7年度 (計画)	令和7年度 (実績)	差異 (実績-計画)
0歳児	①ニーズ量の見込み	0	—	—	—
	②提供量(確保方策)		—	—	—
	過不足②-①		—	—	—
1歳児	①ニーズ量の見込み		—	—	—
	②提供量(確保方策)		—	—	—
	過不足②-①		—	—	—
2歳児	①ニーズ量の見込み		—	—	—
	②提供量(確保方策)		—	—	—
	過不足②-①		—	—	—

※令和8年4月から開始事業のため令和7年度は実施なし

■提供量の確保方策

国の方向性を確認しつつ、事業実施における課題を整理していきます。